

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第961号)

平成23年9月13日

横情審答申第961号

平成23年9月13日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成22年10月13日建違対第1018号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「特定年月日特定文書番号呼出通知書」の一部開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日特定文書番号呼出通知書」を一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日特定文書番号呼出通知書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年7月13日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 違反建築物に対する是正指導業務について

建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）では、建築局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）の調査結果に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に違反している建築物（以下「違反建築物」という。）の所有者等に対して、事情聴取等の是正指導を行う。事情聴取等は、原則として違反对策課の会議室等で行うため、当該所有者等に対して呼出通知書を配達証明により郵送し、来庁を指示する。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書の非開示部分は、違反建築物について事情聴取等を受ける所有者の氏名及び住所であり、それ自体から特定の個人を識別することができるため本号本文に該当する。また、建築物の所有者を確認するために、不動産の登記簿謄本を確認することがある。しかし、登記簿の情報は必ずしも現実の所有権を反映していない。よって、実施機関で行われる所有者の特定は、登記簿謄本から得られる情報のみに頼らず、関係者との事情聴取を重ねることにより行うこととしている。したがって、呼出通知書等に記載された、違反建築物について事情聴取等を行う所有者の氏名及び住所は、公にはされておらず、本号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

違反对策課では、法に違反する建築物に対して是正指導を行う際には、是正指導の所有者等に来庁を促すため、呼出通知書を当該所有者等に送付する。本号アに規定する「監査、検査、取締り」の解釈として是正指導も含まれると解され、呼出通知書は同号の性質を備えている。

また、法では、違反建築物に対する是正命令の規定があり、当該命令を発令することで、違反建築物の所在地及び命令を受けた者の氏名を公告しなければならないことが法令及び通達により定められている（法第9条第13項及び昭和46年1月29日建設省住指発第44号建設省住宅局長から各都道府県知事宛通知）。横浜市において命令を発令した場合は、横浜市報で違反建築物の所在地、命令を受けた者の住所、氏名等が公告されることになっている。一方で、命令が発令されていない場合は、この是正命令による公示制度の効力を際立たせるために、氏名等を公告していない。つまり、命令を発令していない違反建築物の所有者情報を開示することは、命令による公告制度の意義が希薄となり、命令による効果を期待することができなくなることから、違反是正業務に支障をきたすおそれがある。本件請求に係る違反建築物（以下「本件建築物」という。）に対しては、是正命令が発令されていない。したがって、個人の住所及び氏名を開示することは、是正指導の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号アに該当し、非開示となる。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件建築物の建築基準に関する違反について、横浜市に通報したのは申立人である。申立人は、本件建築物の所有者及び住所を特定しており、非開示とすることは無意味である。個人が特定されている案件については、事務的に非開示とするのではなく、案件ごとに状況を確認し、個別の対応を行うべきである。
- (3) 本件建築物の近隣住民は、火災発生時に消防車の進入ができない等の被害を受けている。これまで横浜市に対して、本件建築物の違反者に対して、是正命令を出すようお願いしているが、これまでの指導内容、今後の指導予定、違反者の対応等について、何も教えてもらえない。このような状況では、近隣に住む者としては、「家族の生命・健康・生活及び財産を保護すること」を目的に何らかの対策を取らねばならず、

「横浜市が行っている指導内容」を知り、将来的に、違法行為が是正されるのかを予測し、今後の対応を考える必要がある。

5 審査会の判断

(1) 違反建築物に対する指導、命令、報告等に係る事務について

建築審査課は、市民等から違反建築物に係る相談、陳情、苦情等が寄せられると、対象建築物の敷地地番、相談者等の氏名、相談内容等を確認し、対象建築物等の調査を行い、必要な場合は、違反建築物の建築主、所有者、工事施工者等に対し、是正のための指導を行っている。これらの指導によっても違反が解消されない場合には、建築審査課は、違反对策課に措置依頼を行う。違反对策課では、建築審査課の調査結果に基づき、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や命令を行っている。

本件建築物については、法第44条等に係る違反があるため、所有者に対し、違反对策課において是正指導を行っていることが認められる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件建築物の所有者に対して、事情聴取等の是正指導を行うために配達証明郵便により郵送した通知書であり、呼出通知書、書留・特定記録郵便物等受領証（以下「受領証」という。）及び郵便物配達証明書で構成されており、受領証には本件建築物の所有者以外の第三者の個人の氏名、法人の名称等の情報（以下「第三者の情報」という。）も記録されている。

実施機関は、本件申立文書に記録された本件建築物の所有者の住所及び氏名並びに第三者の情報を非開示としている。

(3) 第三者の情報について

開示請求書には、「旭区小高町特定番地の特定個人・特定個人家の建築基準法に違反している住宅について・・・それ以降の詳細の指導内容」と記載されており、第三者の情報は本件請求の対象外であると考えられたため、当審査会では、平成23年7月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

本件処分において非開示とした受領証の「お届け先のお名前」欄には実施機関から送付をした3通の郵便物に係る送付先が記録されている。このうち2通の郵便物に係る送付先には第三者の情報が記録されている。本件に係る開示請求書には、本件建築物について限定して請求する旨が明記されていたため、請求者の意向に従い、第三者の情報は請求対象外の情報として取り扱い、本件処分を行った。しかし、この事務手

続の過程で、請求対象外の情報であることを示す「白抜き（白く塗布した上で斜線を記入）」とすべきところを、誤って非開示情報を示す「黒塗り」として処理をし、開示請求人に対して開示してしまった。このことは、事務処理上のミスであり、深く反省をするとともに、今後このようなことがないよう、事務取扱を一層慎重に進めていきたい。

(4) 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

ア 実施機関は、前記(3)のとおり、第三者の情報は請求対象外であると認識していたと説明をしており、この説明は開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載内容から判断しても合理性が認められる。このため、当審査会としては第三者の情報は本件請求の対象外の情報と判断し、本件申立文書に記録された本件建築物の所有者の住所及び氏名について以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

(イ) 本件建築物の所有者の住所及び氏名については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

(ウ) 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

申立人は、本件建築物から家族の生命、健康、生活及び財産を保護するために本件建築物の所有者の住所及び氏名を開示するよう求めていることから、本号ただし書イに該当すると主張していると解される。

条例において定める開示請求権は、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。このため、申立人の家族の生命、健康、生活及び財産を保護するためという個別的事情によって本件建築物の所有者の住所及び氏名という特定の個人を識別することができる情報を公にすることが、一般に人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること

が必要であるとは判断できず、本号ただし書イに該当するとは認められない。また、本件建築物の所有者の住所及び氏名は、いずれも本号ただし書ア及びウの規定に該当しない。

ウ 条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 実施機関は、本件建築物の所有者の住所及び氏名については、本号に該当するとして非開示としているが、前述イで述べたように、本件申立文書に記録された本件建築物の所有者の住所及び氏名は条例第7条第2項第2号に該当するから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

エ 申立人の主張について

申立人は、本件建築物が法に違反していることを横浜市に通報したのは申立人であり、本件建築物の所有者及び住所についても特定していることをもって本件建築物の所有者の住所及び氏名を開示すべき旨を主張するが、本市の情報公開制度は、開示等決定の際に、請求者の個別事情を考慮するものではないから申立人の主張は採用できない。

また、申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年10月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会) 平成22年11月11日 (第174回第一部会)	・諮問の報告
平成22年10月31日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年12月21日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議
平成23年8月9日 (第197回第二部会)	・審議